

3 都市機能

基本理念を踏まえ、都市基盤の充実を図るとともに、「住み、働き、学び、憩う」の複合機能を集積した拠点の形成を図る。

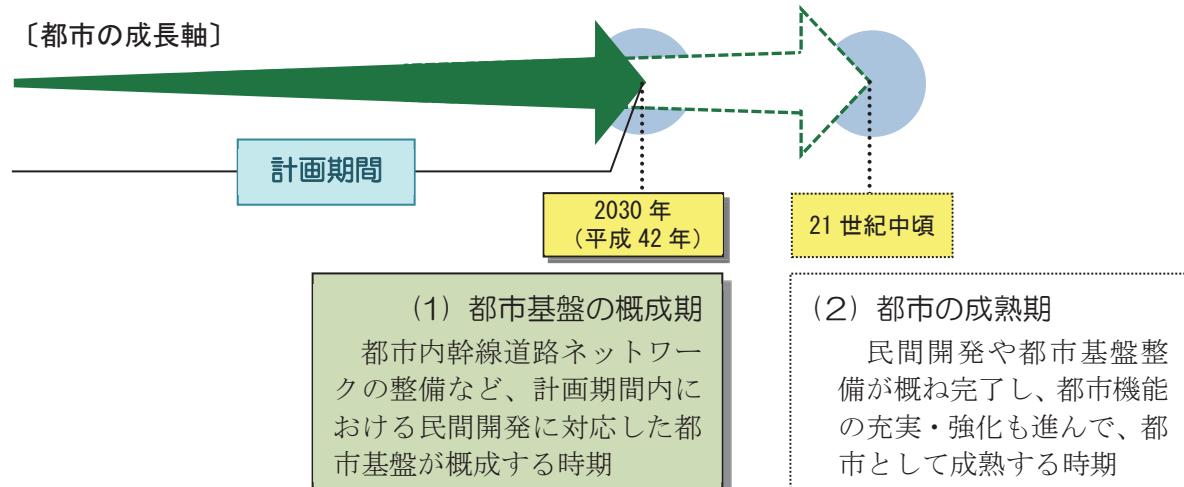
さらに、東日本大震災を教訓に、西風新都に住む人だけでなく広く市民が、安全に安心して生き生きと暮らせるよう、都市機能に「護る（防災）」機能を導入する。



第2章 都市づくりの枠組

1 都市づくりのスケジュール

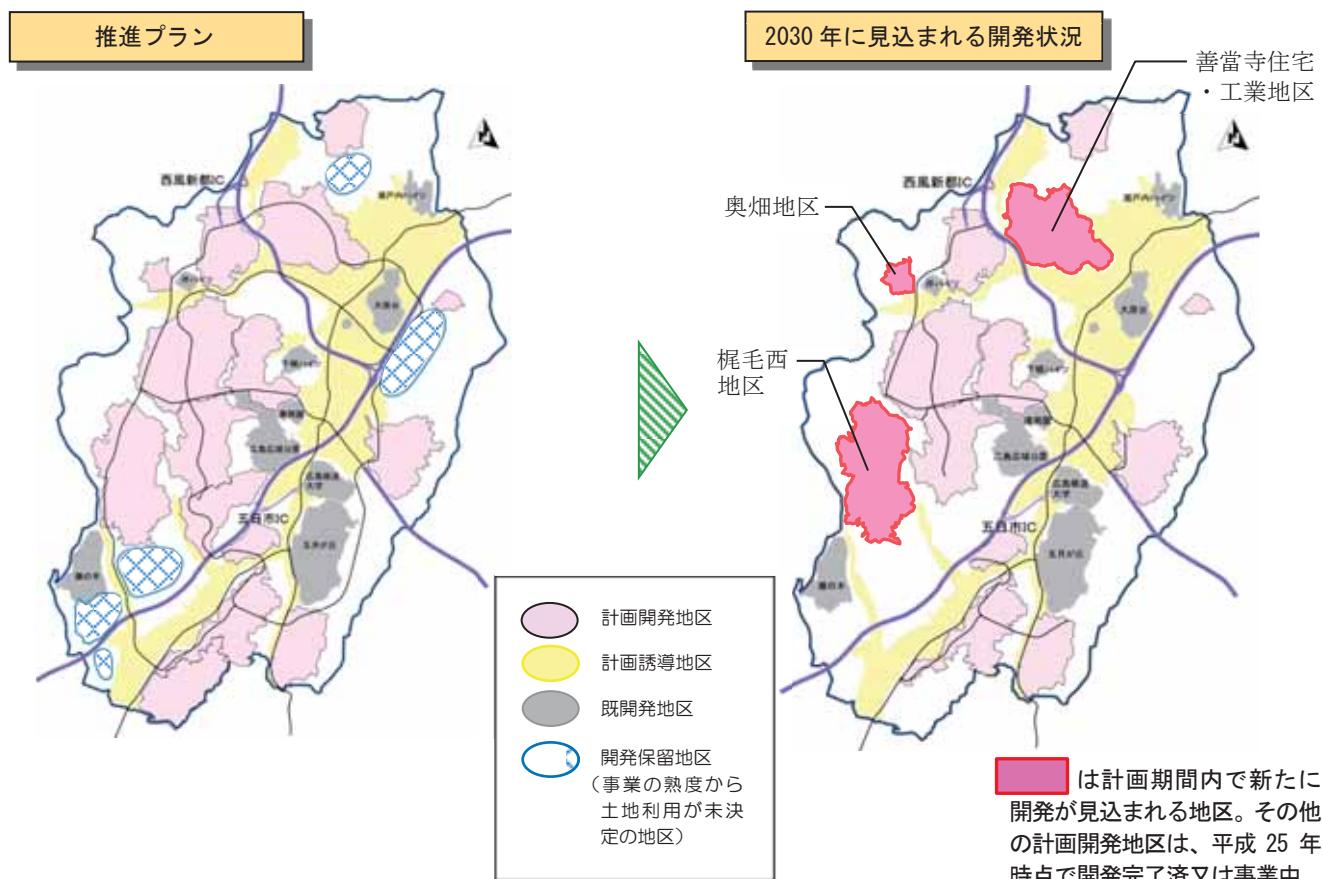
- (1) 計画期間は、概ね 20 年後の 2030 年（平成 42 年）までとする。
- (2) 改定計画は、計画期間以降の都市の成熟期もにらみながら、策定する。



2 計画フレーム

(1) 開発フレーム

ア 推進プランで計画開発地区に位置付けられていたものの事業予定者がいないままとなっている地区及び推進プランで開発保留地区に位置付けられていたものこれまで具体的な開発の動きが見られない地区は、いずれも 2030 年（平成 42 年）までの計画期間内に開発される見込みは低くなっている。こうしたことから、下の右側の図面のように、開発計画の絞り込みを行い、これを前提に計画期間内での都市づくりを進める。



イ 開発計画の絞り込みの結果、2030年（平成42年）時の開発フレームは推進プランに対して504ha減となるが、この504haは、西風新都の更なる機能集積と発展のため、計画期間以降の都市づくりに備えて「開発保留フレーム」として保全地区内に留保する。

ウ 上記ア、イの結果を踏まえ、西風新都全体の開発整備地区等の内訳を次のとおりとする。

開発区分		面積(ha)	割合(%)
開発整備地区	計画開発地区（丘陵部）	1,196	26.2
	計画誘導地区（平地部）	790	17.3
	(小計)	(1,986)	(43.5)
既開発地区		570	12.5
保全地区		2,014	44.0
開発保留フレーム（丘陵部）		(504)	(11.0)
合計		4,570	100.0

注1) 開発整備地区：計画開発地区及び計画誘導地区

注2) 計画開発地区：民間開発事業者等により計画的な開発を行う地区

注3) 計画誘導地区：地域住民が主体となって整備を図る地区

注4) 既開発地区：当初計画策定時点（1989年（平成元年））における開発済み住宅団地等

注5) 保全地区：原則として自然環境の保全又は緑地的活用を図る地区

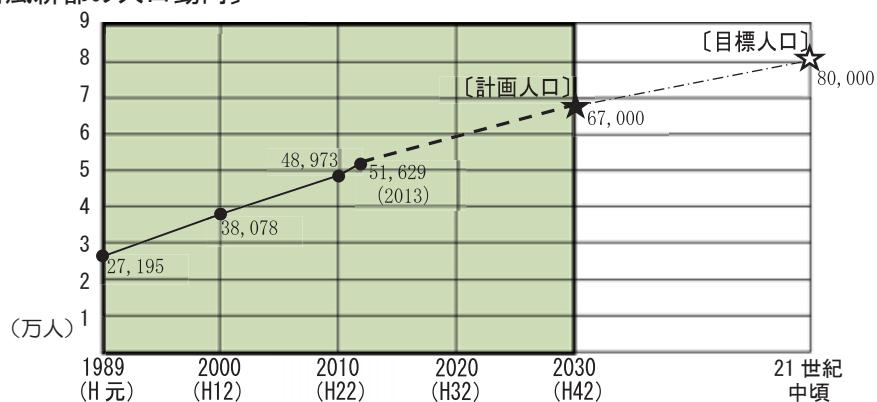
注6) 開発保留フレーム：保全地区の中に将来に備えて確保しておく開発可能面積

(2) 人口フレーム

上記(1)の開発フレームや各開発計画の土地利用及び今後の人口推移を踏まえ、西風新都の将来人口フレームを次のとおり設定する。

時期	区分	人口フレーム
2030年 (平成42年)	都市基盤の概成期	計画人口 計画期間（2030年（平成42年）まで）内に分譲が完了する開発を考慮した将来人口 6万7千人
21世紀中頃	都市の成熟期	目標人口 平地部の幹線道路沿道における土地の高度利用や丘陵部の開発等を考慮し、計画人口に加算した人口 8万人

〔西風新都の人口動向〕



第3章 都市づくりの基本方針

1 都市構造の形成方針

西風新都は、緑豊かな自然環境の中に分散したクラスター状※の計画開発地区に多様な都市機能の導入を図りながら、これら計画開発地区や平地部の計画誘導地区を有機的に連結し、都市としての一体性を確保することとしている。

この連結に資する空間である幹線道路やアストラムラインの沿道を「軸（中央軸・地域軸）、幹線道路の交差点周辺やアストラムライン駅周辺等を「地区拠点」と位置付け、これらの土地の有効利用、高度利用を進め、都市機能の適正な配置と集積を図る。

(1) 中央軸

西風新都中央線の沿道の「中央軸」は、ランドマーク※となる建物が立地する西風新都の“顔”となっている地区である。土地の高度利用と商業・業務施設等の集積を促進し、西風新都の中核的役割を担う地区の形成を図る。



(2) 地域軸

中筋沼田線、草津沼田線、五日市石内線（石内バイパス）は、西風新都と他の地区を結ぶ広域的な幹線道路であり、アストラムラインは都心とつながる重要な交通施設である。これらの沿道を「地域軸」とし、都市型住宅や生活利便施設等の立地を促進して、土地の有効利用を図る。



(3) 地区拠点

10箇所の「地区拠点」は、その利便性の良さを活かして商業・業務施設、公益施設等の集積を促進し、拠点機能の向上を図る。



【都市構造の形成の概念図】

